

○霧島市漁港管理条例

平成17年11月 7 日

条例第244号

(目的)

第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する国分漁港及び永浜漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(漁港施設の維持運営)

第2条 市長は、市が所有し、又は占有する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち、基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の維持運営に関し、必要な計画(公害防止又は第13条の規定による物件の除去に係る計画を含む。)を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という。)の維持運営について、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、当該施設の維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定により、甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対し、重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該漁港関係者の意見を聴かなければならない。

(指定管理者による管理)

第3条 漁港の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 第1項の規定により漁港の管理を指定管理者に行わせる場合は第2条、第4条(公示に関するものを除く。)及び第5条(工作物の新築、改築、増築又は除去に関するものを除く。)並びに第7条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により漁港の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が漁港の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により漁港の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が漁港の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 漁港の維持管理に関する業務
- (2) 漁港の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が漁港の管理上必要と認める業務
(利用の届出)

第4条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、市長に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設については、市長が公示により指定するものに限る。

(占有の許可等)

第5条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を一定期間占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

3 第1項の占有の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等)

第6条 第4条の規定による届出をした者から使用料を、第5条第1項の規定による占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。

2 使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）の種類、区分及び額は、別表第1のとおりとする。

3 使用料等は、現金で前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料等は、返還しない。ただし、甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占有する者の責めに帰することのできない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、漁港の管理を指定管理者に行わせる場合には、第3条の2各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に漁港の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の返還又は減免をすることができる。

(土砂採取料等)

第6条の3 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等の種類、区分及び額は、別表第2のとおりとする。

3 土砂採取料等については、第6条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占用する者」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

（停けい泊禁止区域）

第7条 市長は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 停けい泊禁止区域においては、船舟又はいかだを停泊し、停留し、又はけい留（以下「停けい泊」という。）してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（危険物等についての制限）

第8条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められる物を積載した船舟は、市長の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。

2 前項に掲げる物の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

（けい留施設における行為の制限）

第9条 けい留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）船舟のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件をけい留すること。

（2）漁獲物、漁具、漁業資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。

（3）当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積みあげること。

（4）漁獲物等をみだりに長時間置いておくこと。

（陸域内における行為の制限）

第10条 市長は、漁港施設の保安全管理に必要があると認めるときは、漁港の区域内の陸域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）の一部を行為制限区域として指定することができる。

- 2 行為制限区域において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合は、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の許可をしなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、漁港保全のために必要な最小限度の区域に限ってしなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により行為制限区域を指定し、又は廃止しようとするときは、その1月前までにこれを公示しなければならない。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第11条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による区域内の漁港施設において、漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項について、必要な指示をすることができる。
- 3 船舟は、前項の漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと市長が認めて許可した場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定による指定区域内の漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(港内の秩序維持)

第12条 市長は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停けい泊をする船舟に対し、移動を命ずることができる。

(放置物件の除去命令)

第13条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は漁港施設内に置かれた物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(権利の移転の制限)

第13条の2 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又は原状の回復その他漁港の保全上必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項、第10条第2項又は第13条の2の規定に違反した者
- (2) 第5条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により、第5条第1項、第7条第2項ただし書、第8条第2項、第10条第2項又は第11条第3項ただし書の規定による許可を受けた者

2 前項の規定による処分及び命令によって生ずる損失又は費用は、当該違反者の負担とする。

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第15条 市長は、漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施工又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項又は第10条第2項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項本文、第11条第3項本文又は第13条の2の規定に違反した者

(2) 第12条、第13条、第14条又は第15条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分漁港管理条例（昭和62年国分市条例第25号）又は漁港管理条例（昭和43年隼人町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月29日条例第111号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 1 月14日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、既に納入された使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月27日条例第66号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月20日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 （第 6 条関係）

使 用 料 等	区分			金額	備考
	利用又は占用に係る施設の種類	利用又は占用の態様			
使 用 料	1 外郭施設及び係留施設	ア 漁船に係るもの	(ア) 使用日数が年間30日未満の場合	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに2円28銭	
			(イ) 使用日数が年間30日以上の場合	総トン数1トンにつき年間68円38銭	
		イ 漁船以外の船舶に係るもの	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに5円20銭		
	2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地	(1) 漁業に係るもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日1円13銭(2円78銭)	額の欄中括弧内の金額は、舗装してある野積場、漁具干場及び漁港施設用地の使用に
			イ 使用期間が11日以上1月未満の場合	1平方メートルにつき1日1円65銭(3円29銭)	

			ウ 使用期間が1月以上の 場合	1平方メートルにつ き1月45円50銭（92 円27銭）	について適用す る。
		(2) 漁業 に係るも の以外の もの	ア 使用期間が10日以内 の場合	1平方メートルにつ き1日1円40銭（3 円5銭）	
			イ 使用期間が11日以上 1月未満の場合	1平方メートルにつ き1日1円89銭（3 円54銭）	
			ウ 使用期間が1月以上の 場合	1平方メートルにつ き1月58円15銭（107 円65銭）	
占 用 料	1 漁港施 設用地	(1) 工作物を設置しない場合		1月につき市長が定 める適正用地価格の 1,000分の2に相当 する額	(1)に該当し、 占用の期間が 1月未満であ る場合には、額
		(2) 工作物を設置 する場合	ア 架空工作物、 円管類、電柱類 及び広告物類	霧島市道路占用料徴 収条例（平成17年霧 島市条例第264号）第 2条及び別表により 算定する額	の欄に掲げる 額に消費税法 （昭和63年法 律第108号）に 規定する税率
			イ ア以外の工 作物	1月につき市長が定 める適正用地価格の 1,000分の3に相当 する額	を乗じて得た 額（以下「消費 税額」という。） 及び消費税額 に地方税法（昭 和25年法律第 226号）に規定 する地方消費 税の税率を乗 じて得た額（以 下「地方消費税 額」という。） を加えた額と する。

	2 外郭施設及び係留施設	(1) 工作物を設置しない場合		1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の2に相当する額に消費税額及び地方消費税額を加えた額	
		(2) 工作物を設置する場合	ア 架空工作物、円管類、電柱類及び広告物類	霧島市道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	
			イ ア以外の工作物	1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の3に相当する額	
	3 輸送施設			霧島市道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	

備考

- 1 トン未満は1トン、1平方メートル未満は1平方メートル、1日未満は1日、15日未満は0.5月、15日以上1月未満は1月として計算する。
- 2 使用料等の総額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第6条の3関係）

1 土砂採取料

区分		単位	金額	備考
砂		1立方メートル	100円	
砂利		1立方メートル	160円	
かき込砂利		1立方メートル	150円	
ぐり石		1立方メートル	150円	
石材		1立方メートル	3,000円	
転石	直径60センチメートル未満のもの	1個	83円	庭園用のものは、10倍の額とする。
	直径60センチメートル以上のもの	1個	120円	

備考

- 1 採取に係る土砂の数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて土砂採取料を計算するものとする。

2 1件当たりの土砂採取料の額は、この表により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 1件当たりの土砂採取料の額が100円未満のときは、100円とする。

2 占用料

区分		単位	金額	備考
電気、通信、ガス 又は水道施設用 地	電柱	1本につき1年	520円	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	親子ラジオ柱	1本につき1年	200円	占用物件たるラジオ柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	鉄塔	1基につき1年	730円	
	樋管等の地下埋設物			水域の占用に係る占用料の額は、左欄に掲げる金額の2分の1の額とする。
	直径50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70円	
	直径50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	
交通施設用地	軌道	長さ1メートルにつき1年	650円	複線は、倍額とする。
	通路又は通路橋	1平方メートルにつき1年	42円	
農業用地	農地	1平方メートルにつき1年	6円	
	採草放牧地	1平方メートルにつき1年	6円	
宅地	専用住宅	1平方メートルにつき1年	92円	
	倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗	1平方メートルにつき1年	103円	

鉱工業用地	仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 年	110円	
	材料置場	1 平方メートルにつき 1 年	79円	
土木建築用地	仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 年	110円	
	材料置場	1 平方メートルにつき 1 年	79円	
漁業用地	漁業用工作物	1 平方メートルにつき 1 年	57円	
	その他	1 平方メートルにつき 1 年	23円	
娯楽施設用地	遊船	1 隻につき 1 年	620円	
	露店又は仮設興行場	1 平方メートルにつき 1 日	17円	
広告宣伝施設用地	広告板又は広告塔	1 平方メートルにつき 1 年	920円	板又は塔の表面積による。
その他	物干場	1 平方メートルにつき 1 年	70円	
	流木用くい	1 本につき 1 年	78円	
水域		1 平方メートルにつき 1 年	57円	

備考

- 1 1 年未満の期間に係る占用で占用料が年額で定められているものに係る占用料は、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間に 1 月未満の端数があるときは当該端数を、占用の期間が 1 月未満であるときは当該期間を、それぞれ 1 月として計算するものとする。
- 2 占用に係る面積又は長さの数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて占用料を計算するものとする。
- 3 占用の期間が 1 月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に消費税額と地方消費税額を加えた額とする。
- 4 1 件当たりの占用料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 5 1 件当たりの占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
- 6 この表の区分により難い区分の占用又はこの表の区分にない区分の占用に係る占用料の額は、この表の類似の区分によりその都度市長が定める。